

食と農の振興部土木工事監督要領

(目的)

第1 この要領は、食と農の振興部が所掌する土木工事の監督業務について、請負契約の適正な覆行を確保する目的のため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁契約 機関契約以外の契約。
- (2) 機関契約 奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による規約締結に関する事務の委任（平成12年4月1日農政第7号）による契約。
- (3) 検査員 食と農の振興部土木工事検査要領（令和2年3月30日農振第45号の31）第4に規定する検査員。
- (4) 工事 食と農の振興部の発注する土木工事。

(監督責任者)

第3 監督を指揮するため、監督責任者及び監督副責任者を置くものとする。

2 監督責任者は、本庁契約にあつては、当該契約を担当する事業課(室)長及び出先機関の長（以下「事務所長」という。）、機関契約にあつては、当該契約を担当する事務所長とする。

3 監督副責任者は、本庁契約にあつては、当該契約を担当する事業課(室)の主幹（課長補佐）相当職及び出先機関の課長相当職にある者、機関契約にあつては、当該契約を担当する課長相当職にある者とし、監督責任者を補佐するものとする。

(監督職員)

第4 所属長は、所属に次の表の区分により総括監督員、主任監督員及び一般監督員を置くものとする。

当初設計額	250万円以上			250万円未満		
	総括	主任	一般	総括	主任	一般
職 区分						
担当課長又は主幹 (課長補佐)相当職	○					
係長相当職		○	○		○	○
主査			○			○
主任技師・主任主事			○			○
技師・主事			○			○

※当初設計額による定めとし、設計変更に伴う監督職員区分の

変更は行わないものとする。

2 本庁契約及び機関契約で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。

(監督業務及び分担)

第5 監督職員は、契約図書及び食と農の振興部土木工事監督技術基準で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 前項の監督業務について、特に監督責任者が指示したもののほか、総括監督員、主任監督員及び一般監督員は、次の各号に掲げるとおり監督業務を分担するものとする。

(1) 総括監督員

総括監督員は、監督総括業務を担当する。

- ①受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理
- ②設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告
- ③主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめ

(2) 主任監督員

主任監督員は、現場監督総括業務を担当する。

- ①受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ②工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾
- ③契約図書に基づく工程の管理
- ④立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理
- ⑤関連工事の調整（重要なものを除く。）
- ⑥設計図書の変更（重要なものを除く。）
- ⑦一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告
- ⑧一般監督員の指揮監督及び一般監督業務のとりまとめ

(3) 一般監督員

一般監督員は、一般監督業務を担当する。

- ①受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ②工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾
- ③契約図書に基づく工程の管理
- ④立会、工事材料試験の実施（重要なものを除く。）
- ⑤段階確認、施工状況検査
- ⑥設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告
- ⑦一般監督業務のとりまとめ

3 やむを得ず総括監督員を置くことができないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。

4 第2項に規定する指示について総括監督員が必要と判断した場合は、監督責任者である所属長の承認を得るものとする。

5 建設工事請負契約書、第12条第1項及び第2項で定める現場代理人等の交替については、原則として、監督責任者が請求するものとする。

(監督職員の任命及び受注者への通知)

第6 工事請負契約締結後、所属長は直ちに当該工事を担当させる監督職員を第4の区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。

2 所属長は、受注者に対して、監督職員の職氏名を監督職員通知書(第1号様式)により通知するものとする。ただし、工事目的物の全部の引渡しが完了した場合には、監督職員を解除する手続きを特に要することなく、その日をもって免ずることとする。

3 所属長は、監督職員に任命された職員が、人事異動等により交替する場合、第4の区分に基づき、受注者に対して、速やかに監督職員変更通知書(第2号様式)により通知しなければならない。ただし、監督職員に任命された職員が病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあつては、第4の区分にかかわらず、監督職員を変更することができるものとする。

(監督業務の委託)

第7 土木工事が特殊な場合であつて、特に専門的な知識若しくは技能を必要とすること、その他の理由により食と農の振興部内の職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第6条1項の規定にかかわらず、監督業務を他部局へ依頼又は県職員以外の者(契約の相手方である受注者は除く。)に委託することができる。

(監督の技術的基準)

第8 監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める食と農の振興部土木工事監督技術基準によるものとする。

(事故報告)

第9 監督職員は、当該工事において事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに監督責任者に報告する者とする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

この要領は、平成18年7月1日から改正施行する。

この要領は、平成21年9月1日から改正施行する。

この要領は、平成31年3月1日から改正施行する。

この要領は、令和元年7月1日から改正施行する。

この要領は、令和2年4月1日から改定施行する。